

4月1日からマイクロチップが装着された犬の、町への登録手続きが変わります

マイクロチップが装着された犬で、令和5年4月1日以降に指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）にマイクロチップ情報を登録または変更登録される方は、狂犬病予防法に基づく町への犬の登録及び鑑札の交付手続きがなくなります。

指定登録機関に登録された情報は、町がオンラインで取得し、町の台帳に登録します。

なお、マイクロチップが装着されていても、令和5年4月1日以降に、指定登録機関に登録または変更登録がされていない犬は、対象外です。

また、すでに狂犬病予防法に基づく犬の登録及び鑑札の交付を受けた犬が、令和5年4月1日以降に指定登録機関に登録または変更登録をした場合は、交付済みの鑑札を環境課まで返却していただきます。

詳しくは、環境課へお問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

問 環境課

☎ (72) 4438

令和5年4月から看板などの屋外広告物の設置等に係る申請窓口が変わります

看板などの屋外広告物を設置等する際に、町では平成21年に策定した大磯町景観計画、ガイドラインののっとり「景観チェックシート」などを用いて、街並みの景観に調和した配色やデザインへの誘導などを行っています。しかし、屋外広告物の設置許可等については、神奈川県屋外広告物条例により、神奈川県が窓口となっていることから、町との景観協議や調整などの誘導のタイミング等との連動が図られていないケースが見受けられました。

このため、屋外広告物の設置許可等について、町が県から権限移譲を受けることで、窓口を一本化し、景観行政手続きと整合のとれた運用を図ることとしました。

▼4月1日からの申請先
町都市計画課 開発指導係

▼申請書類等については、順次町ホームページに掲載します。

問 都市計画課

☎ 内線289



いつも見守り
ありがとうございます！
町の安全・安心に寄与！

日ごろから積極的に防犯活動をされている方が、警察本部長褒章を受章しました！
これからのますますのご活躍を期待しています。

○神奈川県警察本部長褒章受章
檜山 生さん

問 町民課 ☎ 内線237



春季全国火災予防運動
2022年度
全国統一防火標語

「お出かけは

マスク戸締り
火の用心」

3月1日（水）から7日間、春季全国火災予防運動が実施されます。

春先にかけて、空気が乾燥し、強い風が吹く日が多くなり、いったん火災が発生すると、大きな火災になることがあります。この運動は、火災が起りやすい季節の前に、火災予防への関心を高め、火災の発生を防止することで、高齢者を中心とした死傷者の数を減らすとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施するものです。

「いのちを守る10のポイント」を参考に普段の生活の中で火災の予防をしましょう。

「住宅防火 いのちを守る10のポイント」

4つの習慣

- 寝たばこは絶対しない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。

○コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

☆住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなるため、10年を目安に交換しましょう。

問 消防総務課

☎ (61) 0911